

平成27年7月14日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星吉寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について
(2) その他

- 2 調査の経過 7月14日委員会を開催し、上記事件について協議した。
執行部より、魚沼市新庁舎建設候補地の選定及び当面の予定について説明を受け、質疑を行った。また、新庁舎建設候補地について委員間討議を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

(2) その他

2 日 時 平成27年7月14日 午後2時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、
大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、
星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、森山英敏、大屋角政、星野武男
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、酒井企画政策課長、森山企画政策室長

7 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (13:59)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。新たに委員長、副委員長が変わった中での実質的に最初の委員会です。庁舎問題は極めて重要な課題でありますに限られた時間の中で、慎重かつスピード感を持った調査が必要と考えています。これまで委員会が調査してきたことを引き継ぎながら、委員会運営に当たりたいと考えていますので、委員各位のご協力をお願いします。

(1) 庁舎再編整備について

星委員長 それでは、日程第1、庁舎再編についてを議題とします。

執行部から庁舎候補地に関する資料が提出されていますので、その後の経過を含め説明を求めます。

酒井企画政策課長 新庁舎建設候補地を検討してまいりましたので、内容について報告します。策定済みであります魚沼市庁舎再編基本構想に基づきまして、建設候補地の選定作業を進めてきました。このほど建設候補地を3カ所選定しましたので、報告するものです。これまで委員の皆さんからも、魚沼市庁舎建設候補地の調べ一覧表のとおりご意見をいた

できました。選定しました候補地の3カ所につきましては、委員の皆さんからいただきました魚沼市庁舎建設候補地の調べ一覧表に基づき作成しました。魚沼市新庁舎建設候補地の選定について、資料1により説明させていただきます。

(資料1「魚沼市新庁舎建設候補地の選定について」により説明)

以上のことから、3候補地はアルプス電気株式会社小出工場、北部公民館に隣接する市有地とその周辺、井口小学校敷地とその周辺を選定しました。

当面の予定として、今申しあげました3候補地の調査委託を7月下旬に発注したいと考えております。その後候補地調査結果を踏まえ、基本計画(案)を8月下旬には策定したいと考えております。基本計画(案)について、特別委員会の皆さんに報告しご意見いただきます。その後、市民説明会を9月上中旬には開催したいと考えてる状況であります。もう1枚お配りした資料2、建設候補地評価選定業務に関する評価項目ですが、これは3カ所を調査する内容の項目です。参考までに掲載しております。説明は以上です。

星委員長　ただいまの説明について質疑する前に、皆さんから提案のあった10カ所の候補地の位置図として議会事務局で作成したものを配付しましたので参考にしてください。それでは、質疑はありませんか。

岩井委員　この次の説明会というのは、この3カ所の候補地が決まったという説明会ですか。

酒井企画政策課長　基本計画(案)の中に、今こういう候補地で考えています、基本計画はこうです、という案をつくって市民説明会に出るという考えです。

岩井委員　実は、私もいろんな市民の方から意見をいただいたり、それから話があるということでも足も運ばしてもらったんですけど、どうも市のほうは市民の意見をきちんとまだ掌握していない中で、どんどん進んでいくんじゃないかと、非常に懸念を持ってる市民がだぶいます。それで、市のほうの説明会はたしかに今までやりましたけれども、人数も少ないし、そして納得してる人もだぶ少ないですので、今後のこれは議会としての、ぜひ方向に立ってやってもらいたいと思うんですが、議会として市民との説明会、いわゆる意見交換会を議会として考えたらどうかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

星委員長　議会による説明会の件は、委員会の立場でということですので、その他に入ってからお願いします。ただいまは、説明いただいたことについての質疑をお願いします。

渡辺委員　今ほど基本計画の中に3候補地を入れてということなんですけれども、基本計画の中で住民の皆さん方の意見ですとか、どのような庁舎にしていきたいですとか、そういったいろいろな住民の皆さん方のほうからの意見を集約するようなところとか、そういったことをどのように計画に盛り込むのか。あるいは、その計画になる前の段階で住民の方々から機能の問題ですとか、いろんなしてほしいことですとかを聴く機会を設けるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

酒井企画政策課長　基本計画(案)につきましては、まず庁内のプロジェクトチームの中で検討していきます。それをまとめて基本計画(案)として説明会に出ます。そこで市民の皆さんから出された意見については基本計画で検討すべき意見なのか、次の段階になるのかを振り分けまして検討していきたいと考えています。ですので、基本計画(案)の策定は、基本構想(案)市民説明会での意見を参考にしながら、市で策定する予定です。ただ、市民の意見等につきましては、基本計画(案)の説明会の時にご意見はお聞きしますし、その後基本設計に入った段階では、市民を交えた意見交換会は行って、盛り込んでいきたいと考え

ています。

渡辺委員　　そうしますと、次の段階で市民の代表ですとか、そういった方々からこの庁舎の機能性ですとか、あり方、デザイン性、そういった意見を募る場所をつくっていくというふうに考えてよろしいですか。

酒井企画政策課長　　基本計画の次の段階で機会を設けたいと、今は考えています。

渡辺委員　　計画の前の段階でそういったことを聴く機会を設けるとするのは、時間的に厳しいということでしょうか。

酒井企画政策課長　　基本計画では基本構想に基づいた全体の話を進めていきますし、それもまだ大ざっぱな形になると思っています。それと、おっしゃるとおり時間も少ないということもありますので、説明会で意見を聴く中で反映することと、次の段階で聴くということにしたいと考えています。

渡辺委員　　住民の皆さん方の中には庁舎の機能だけでなく、いろいろな機能をそこに入れていただきたいというようなことも声として聞こえてきます。やっぱり一番懸念されることなんですけども、住民説明会が基本構想終わった段階で、もうこのまま市は突っ走って行くのかというふうな懸念をされてる方々もいらっしゃることも現実だと思います。そういったことを考えると、住民の代表の皆さん方の意見が入って行く場所が、本当に基本計画が終わった後でいいのかというのはちょっと疑問ではあるんですけど、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

酒井企画政策課長　　基本構想の説明会の時にも、いろんな意見をいただきました。その中には、今の段階では判断できないという意見もありました。もう少し細かいことについては基本計画の中に盛り込みますから、その時に説明会で聞いてくださいと。基本構想などでいただいた意見など踏まえて、基本計画を策定して、その後にもまた市民の方から意見をいただくという形にしたいと思っています。

大屋委員　　今の説明の中で10の候補、これは庁舎再編整備特別委員会の提案の中から、候補地とする、しないと説明受けました。ここに書いてある建設候補地の選定条件1から4までありますが、そういう点でいうとこの中で候補地にするしないとしないを当局のほうは決めたと。今後、資料2にあるように評価項目がいくつかありますが、その中で経済性、財政負担、用地取得費、建設費用、解体費用等ありますが、その後提示されると。それをもって、市民説明会をするというふうに考えてよろしいですか。

酒井企画政策課長　　この結果については基本計画の中で位置づけるものといえますか、最終的な判断をする際に、この調査に基づいて1カ所選定しましたということになります。その根拠資料として使う予定です。

大屋委員　　資料2の評価項目、これも7月中に業者に委託して調査するということですが、市民説明会ではその評価等は出てこないということですか。

酒井企画政策課長　　この資料につきましては3カ所の候補地になりますので、民間の事業者のところになります。評価等全て出して不利益があるないもありますので、市民説明会の際には使わないで最終決定の根拠資料にしたいと考えています。

大屋委員　　資料2については、いつ頃までに評価をするつもりですか。

酒井企画政策課長　　最終的には、1カ所に絞る際の話になってくると思います。先ほど言いましたように市民説明会がありまして、パブリックコメントもいただきます。その後の段

階において、候補地を決める際に出していくということになります。

大屋委員 市民説明会のときに、この前もそうだったんですが、財政負担がどのくらいかかるのか。市民の中には感心が結構あると思うんです。そういうことは出していったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

酒井企画政策課長 この表自体はそっくりは出しませんが、ある程度事業費を想定した分を含めて出す必要があると思いますので、考慮したいと考えています。

森島委員 7月に発注するということですが、資料2の評価項目に基づいてするということですか。

酒井企画政策課長 そのとおりです。

森島委員 資料1の1番のアルプス電気の説明で、抽出条件に該当するためとありますが、3番の小出郷体育館付近等々では、これは候補地としない。その説明の中で既存建物の解体費用及び建設費用等が嵩んでくる云々とあります。そうしますとアルプス電気の場合は壊さないということですか。それとも既存の建物も入れていただけるのか。

酒井企画政策課長 小出郷体育館、福祉センター付近については、実際に9,000平米ちょっとの面積しかありません。それも建物を含めた面積になりますので、そういった意味で建物を撤去しても足りないということで書かせていただきました。そうすると、その機能移転が必要だということを書いたつもりであります。アルプス電気については庁舎を建てるという話にしてありますので、今ある建物については庁舎としては使用しないということで考えています。

森島委員 アルプス電気の既存の建物は壊すのか。壊して庁舎とするのか。更地にするのか。3番で既存建物の解体費用及び代替施設の建設費用等が嵩んでくる云々となっているので、解体ということですので、アルプス電気の今の既存の建物は解体をするのか。それともグラウンドのみをするのか。そうすると2町歩には足りませんので、当然今の建物を解体するんであろうというふうに思うんですけども、その点はどういうふうに考えているのか。

酒井企画政策課長 用地については相手があることですので、これからの話になると思っています。おっしゃるとおり、建物を壊さないでつくとしたら、最小限にするとなればグラウンド側になるでしょうし、全体を壊すとなれば費用がかかってくるということで、それはこれからの話で進めていきたいと思っています。

高野委員 私は福祉センター周辺が一番適地だと思っています。魚沼市どこから見ても建物が見えるはずですよ。いわゆる魚沼市の中心地という形になるんだろうと、目印というか、シンボリックな場所として相応しいと見ております。ここをはずした理由が、敷地面積が狭いということですが、先般安曇野市に行きましたけれども、安曇野市は免震対応にして半地下みたいところは駐車場になってますから、駐車場の関係については解決はつくものと思っています。そういうことで市の案は広さがかなり強調されています。ということは、二度の湯之谷庁舎案が否決されたことがあまり活かされていない選定だと感じますが、どのように湯之谷庁舎案が二度にわたって否決された原因をどう判断しているのか。広さからすれば湯之谷庁舎案でとったはずでありますので、この辺どう判断して、福祉センターをはずしたのか説明いただきたい。

星委員長 当局の説明に対する質疑でありますので、今の発言については自由討議の機会を

設けますので、その時にお願いします。

関矢委員 候補地の選定条件について、当局が基本構想で決めた周辺エリアは当然だと思うんですけど、2番の敷地面積が2万平米以上、これは必ず一連の中で2万平米なければだめだという条件ですか。

酒井企画政策課長 先ほど北部公民館付近の説明をしましたがけれども、近隣で求められれば一連でなくてもいいと思っています。

関矢委員 そうしますと、資料1の2番と3番、これは付近ということになってるわけですけども、高野委員が言われたように福祉センター周辺にも市有地があります。そういうところを駐車場等に利用した中で建物がたしか構想で1万平米くらい、4階建て、底地でいくと2,500平米くらい、3,000平米くらいあれば建物自体は建つだろうと。あとは駐車場やほかの設備だと思うんですけど、その中で5,000平米くらい一連の土地があれば庁舎は建つと。駐車場は分散して、市有地が近くに点在していればそれを利用するというような考えはありますか。

酒井企画政策課長 基本的な考え方としては、それもアリだと思っています。ただそれがどのくらい離れているかということもありますけども、それは可能だと考えています。

関矢委員 それでは資料2の評価項目の中に、その辺もしっかりと入れた中で評価されたほうが私は市民の理解も得られるんじゃないかと思うんですけども、その辺もご検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。今3つの候補地しか挙がってませんが、面積を分散すればできる場所が3カ所以外にもまだあるかと思うんですけども、その辺の再考の余地はありますか。

酒井企画政策課長 市としてはここに示したことを含めて、5番の井口小学校については2万平米で足りないけれども、足りない分については近隣地で求めることができるということで考えています。ここにある地域については、余り離れていないところを想定しておりますので、市はこういう考えで選定したものであります。

渡辺委員 そうしますと、今ほど市のほうとしては3つの候補地を挙げているわけですけども、質疑の中でも3番の福祉センターについては職員の駐車場等が離れるとか、近隣のところで取得可能な土地があれば底地としては可能ということも、関矢委員あるいは高野委員からもありましたが、私としては3番のところも建物だけであるならば敷地としては市有地でもあるので可能ではないかと。そういった中で見ていくと、最終的に財政的な面あるいは近隣の土地の取得ができないということで、おちていくのはいいんですけども、住民の皆さん方からしてみれば中心市街地に近いということで利便性を考えると、ここを入れてもらえなかったことが後で残念だったと思われるよりは、きちんと候補地として調査、たしかに1カ所ふえればそれだけお金がかかりますけども、多くの住民の方々から理解を得るためにはそういった方法で候補地をもう少しふやしていくということもあるのではないかなと思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

酒井企画政策課長 必ずとも3カ所で行くという話ではありませんが、市の判断としましては福祉センター付近については、体育館とか福祉センター敷地含んだ面積になっているということ、それからそこにアクセスする道路については拡張が難しい面があることを考えおとしたものがあります。できればこの3箇所で行きたいと思います。

渡辺委員 できればということですので、この後また議会のほうとしていくつか候補地の調

査の中に入れるべきではないかというような意見が出てくる可能性としてはあるのではないかと考えます。今ほどアクセス道路の拡張が難しいというような話がありましたけれども、そういうことも含めて調査していくわけですので、その段階でおちていくことについては住民の皆さん方は納得するでしょうけれども、調査せずに私見でおとしたんだということであると住民説明は少し足りないんじゃないかということになってくるのではないかと思いますので、3カ所といわずいくつか候補地があがってくることについて再考していかれるのはいかがでしょうか。

酒井企画政策課長 市の案を説明させていただきました。この特別委員会の皆さんがどのような意見をまとめて、考えているのかも大事だと思いますので、その辺は皆さんで共有する上でご意見いただけたらと思います。

森山委員 福祉センター付近が取り上げられて議論になっていますが、ここは具体的に一連の市有地がある総体面積はどれくらいなのか。体育館はあれだけ大きなお金をかけて耐震補強したわけですので、今さら解体撤去というわけにはいかない状況があると思うんですが、そうした場合には残りがどの程度なのか、その辺の数字を説明していただきたい。

酒井企画政策課長 一連の土地としてカウントしていましたので、詳細は今手持ち資料がございませんのでお答えできません。全体では9,066平米あり、そこに体育館と福祉センターがあるということです。

森山委員 この図面を見れば体育館が半分、福祉センターが半分、体育館を残すということであれば残りは4,000から5,000平米だろうということがわかった中で皆さんから議論していただきたいと思います。

大平(恭)委員 議会の議員の10カ所については出した案で、それについて選んだという話だと思いますが、市独自で候補地の選定を行ったのか、行わなかったのか。

酒井企画政策課長 市独自で調査選定を行った地区がこの3カ所で、委員会提案のものと合致したということであります。

大平(恭)委員 これをコンサルに任せるとおっしゃいましたが、その委託の際に当局が入って一緒に精査するのでしょうか。

酒井企画政策課長 結果については、当然精査をする必要があると思っています。調査自体については客観的な判断でもらう必要がありますので、その辺は仕様書と評価項目についてお願いするというのでやっていきたいと思っています。

大平(恭)委員 その時に市職員は入らないということだと思いますが、調査期間としてはどの程度みていただけるのか。

酒井企画政策課長 おおむね1カ月程度を考えています。

岡部委員 資料1の候補地3カ所決めました、それについて資料2の評価項目によって7月中に調査して、おとしこんでいくと、こんな形で候補地を絞っていくという考え方ででしょうか。

酒井企画政策課長 調査結果と市民説明会の状況、パブリックコメント等を踏まえた中で絞りこんでいくということであります。

岡部委員 執行部と議会だけで進めていく中で、まだまだ市民説明不足というようなところがあるかと思うんですけども、執行部が示したエリアだけじゃなくて、行政効率だけを入れた庁舎であれば必要ないというふうな形、あるいはまちづくりといった拠点性であって

いろいろな機能をやれば新庁舎やぶさかでないという意見を聴く中で、いろいろな市民の多様な意見を聞いた中で、このエリアじゃないインター周辺だとか、そのほうがまちづくりについてはいいんじゃないかという意見が出た時には、その候補地として候補に入れる考えはあるんですか。

酒井企画政策課長 エリアについては基本構想策定時に示したものでありますので、これにしたがって進めていきたいと考えています。

岡部委員 ということは、このエリア以外のいろんな形で出ても、それは考慮しないということですか。

酒井企画政策課長 エリアの中で選定したいと考えています。

佐藤(肇)委員 資料2に示されてる利便性、安全性、まちづくり、いろんな観点で庁舎を評価していくということになりますが、この中で優先されるべきものが私はあるんじゃないかなと考えています。いずれにしても、利便性を求めるがためにいくらお金がかかってもいいというわけではないと思いますし、なおかつ、全ての防災性、安全性というのはどこをとって考えるのかということも出てくると思います。そういったものは、今回いろんな形で評価を加えるということの中で、どのような点数配分というか、考え方でこれを行うんでしょうか。

酒井企画政策課長 基本構想にあります庁舎の評価ということで、大きくは利便性の視点、防災拠点の視点、都市機能形成の視点がありますので、これらを含めて検討していく中で総合的に判断していきたいと思っています。点数配分は今のところ考えていません。

佐藤(肇)委員 総合的ということはよくわかります。しかしながら、どこかで上限のラインを引かなきゃならないんじゃないかと考えます。いずれにしても、ここを犠牲にしてもこっちを優先すべきという、そういったのが当然出てくるかと思えます。点数評価になるのかどうなるのかわかりませんが、そういったことで市民目線からいけば経済性はかなり重んじてる方も多くおられますし、それから利便性が優れば経済効果はそんなではないと考えられる方もいます。その辺を市民説明会をこの後もっていくわけですので、市はどういった観点で考えて決めてきたという、コンセプトがはっきりしてなければ説明がきちんとできないと私は思うんですがいかがですか。

酒井企画政策課長 委員がおっしゃられましたように、ここを我慢して、こちらを活かすということがありました。それについては、トータル的なものが見えないとできないと思っています。点数をつけることもありますけども、つけなくてもアクセスはいいけれども金額的に高いとか、そういったことを総合的に見ていく資料としたいと思っています。今のところ点数はつけなくても、できるんじゃないかなと思っています。

佐藤(肇)委員 どこまで基本計画という形で話をつめて、市民説明会に臨まれようとしていますか。

酒井企画政策課長 庁舎の候補地、それから庁舎の機能、規模、事業費の推計等含めて出していきたいと思っていますが、今、計画については策定途中でこれから決めていきますので、ご意見いただければと思っています。

佐藤(肇)委員 基本構想をもとに4点の条件を付け加えて候補地を選定したということですが、いずれにしても、かなり基本設計までといきませんが、本当に必要な面積がそれだけいるのかだとか、庁舎の床面積含めてもそうなんですが、本当に1万平方メートル

が妥当なのかどうか、そういった評価というのは、どの段階でされるわけですか。

酒井企画政策課長 庁舎の複合スペースといいますか、そういったことについてはこれから考えていきますが、実際に事務室がどれくらいという話になりますと、最終的には基本設計の段階にならないと詳細は決められないと思いますので、そこで確定していきたいと思っています。

佐藤(肇)委員 トータルのが出なければ総事業費も出てこないというのはなんでもそうだと思うんですけど、基本設計に当然要求書として市がつくって、こういう形で実施設計をやっていただきたいというようなことに至るまでに相当のところ数字をつかんでおかなければならないはずであります。今回基本計画をつくると、この段階で相当コンセプトを示し、全体像、大きさ等も含めてきちんと見ていかないと、そもそも比べる観点になってこない。その中にどんな複合施設を入れていくとか、考え方によって当然中身も変わってくるわけですので、それを今回この基本計画の中に含んでくるのかどうか、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長 事務室等規模については、今のところ総務省が示した旧の基準で算定をしております。ほかの部分については、想定部分がありますのでそこについては何を入れるかは、先ほど申しましたとおり考慮していく考えはあります。ただ、基本計画の段階で、そこまで詳細については示すことができませんので、できる範囲でやっていきたいと思っています。

星委員長 しばらくの間休憩し自由討議としたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それではこれから、休憩とし自由討議とします。

休 憩 (14 : 46)

休憩中に委員間自由討議

再 開 (14 : 59)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。引き続き休憩します。

休 憩 (14 : 59)

再 開 (15 : 10)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

ほかに執行部に対する質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 肝心なところを聞いておきたいんですが、工期的な部分、要は合併特例債を適用するのが最終年度というので31年の3月までに終わらなければならないということになろうかと思います。先ほどより、工事自体は免震にしたい等いろんな話が出ておりま

す。そうすると、どうしても位置の決定をみて実際の作業に走らなければならない日というのが、もう決まってくるんだらうと、後ろから押してくれば。その日をどのように考えてるのか。要は大まかな工程というか考え方を示していただきたい。

酒井企画政策課長 本日、候補地の話をさせていただきました。この後、1カ所に絞り込んだ後に用地交渉に入っていきます。そして27年度中に設計業者を決め、27年度後半から29年度の前半で設計を終わらせ、29年度途中から工事着工、31年の12月頃までには完成したいという見込みです。ただ、途中の設計期間や工事期間が早くなれば、若干は前倒しができるのではないかと状況であります。これ以上遅れると、間に合わなくなってくるという状況になってきます。

佐藤(肇)委員 そうなりますと着工期限というのが、29年の春とか6月とかそのくらいの頃着工しなければならないと。今回の候補地の中にあります井口小学校となると、それまでに校舎の解体が終わってるのかどうかとか含めてですが、これが候補地に工程からいってなれるのかどうかいかがですか。

酒井企画政策課長 工期については、先ほど言いましたように29年の途中からを考えています。春からしなくても今のところ間に合う予定ですし、井口小学校は29年4月に開校になりますので、29年の早いうちに解体できれば工事もできると考えています。若干の1、2ヶ月の余裕があることを考えれば、物理的に不可能ではないと考えています。

渡辺委員 土地の取得費も合併特例債の中に入っていますか。あと既存の建物の解体費用ですとか、そういった一切合財の中に入るものと入らないものを教えていただきたい。

酒井企画政策課長 用地費は対象になりますが、解体費には特例債は使えません。

星委員長 執行部の今後のスケジュールを考慮し、説明の候補地3カ所について、調査委託をしたいとのこと、調査期間は7月下旬から8月下旬。この委託調査結果を含めての基本計画を8月下旬に策定したいこと。庁舎再編整備特別委員会への素案説明を8月下旬にしたいこと。さらに、9月上旬から市民説明会に入りたいこと。このことについて、本日確認をいただきました。

ただいま休憩中の自由討議を含め意見交換していただきましたが、候補地のことについては、本日説明があったばかりであり、意見もまとめられない状況であると思います。そこで再度方向性を検討したいと思いますが、これに異議ありませんか。(異議なし) そのようにさせていただきます。委員会を近々に開催します。委員は本日の資料等により、次回7月17日までに検討してきていただくようお願いいたします。

高野委員 17日の会議において、この候補地を追加してくれという場合についてありえるのでしょうか。

星委員長 執行部の考えですので認めるかはどうかは、委員長の立場で言えません。

高野委員 今の自由討議の中で、考慮するような雰囲気でしたので確認させてもらったんですが。

星委員長 委員会の中で皆さんの意見がまとまれば、その可能性もあると思います。それも含めて、次の委員会で検討させていただきたいと思います。

(2) その他

星委員長 日程第2、その他についてを議題とします。委員の皆さんの中で、ご意見、協議事項等はありませんか。

関矢委員 私のほうから前、会派代表者会議に提案させていただきましたけれども、議会としてこの庁舎の問題について市民との意見交換、市民の意見を聴くというような機会を持っていただきたいということで諮らせていただきました。その中で議長から裁定いただきまして、この特別委員会で検討するようにお話をいただいておりますので、ぜひこの場で検討いただいて時期ややり方は考えておりませんが、その辺も含めご議論いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

星委員長 庁舎再編整備特別委員会としての市民説明会、これについて皆さんからご意見をいただきたいと思います。しばらくの間休憩とし、委員間自由討議とします。

休 憩 (15:20)

休憩中に委員間自由討議

再 開 (15:28)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。ただいま、休憩中に委員間自由討議し、それぞれご意見いただきました。調査委託候補地及び市民の意見を聴く機会など、慎重にやらなければならないということでありまして、当局に要望等々しなければなりません。したがって、17日の委員会で改めて検討していきたいと思います。これに意義ありませんか。(異議なし)ほかにご意見、協議事項等はありませんか。(なし)本日の会議録の調整については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで閉会します。

閉 会 (15:29)